

改 正 後	改 正 前
<p>（認定等の基準）</p> <p>第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件（法第116条の4第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の5第1項本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、第4号イ及び第5号を除く。）を満たすものでなければならない。</p> <p>〔(1)～(7) 略〕</p> <p>(8) <u>法第93条第1項第5号</u>及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号。以下「自由享有基準」という。）に規定する要件に適合していること。</p> <p>〔(9) 略〕</p> <p>(10) 自由享有基準<u>第5条</u>の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとする。</p> <p>〔(11) 略〕</p> <p>(12) 当該業務を行おうとする者が<u>法第93条第1項第7号イ</u>からルまでの各規定に該当しないこと。</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。</p> <p>〔(1)～(4) 略〕</p> <p>〔5〕 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和 年総務省令第 号）に適合していること。</p> <p>〔6〕 <u>法第93条第1項第5号</u>及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。</p> <p>この場合において、自由享有基準<u>第5条</u>の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとする。</p> <p>〔ア～ウ 略〕</p> <p>〔7〕 <u>略</u>]</p> <p>〔8〕 当該業務を行おうとする者が、<u>法第93条第1項第7号イ</u>からルまで（ホを除く。）の各規</p>	<p>（認定等の基準）</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>〔(1)～(7) 同左〕</p> <p>(8) <u>法第93条第1項第4号</u>及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号。以下「自由享有基準」という。）に規定する要件に適合していること。</p> <p>〔(9) 同左〕</p> <p>(10) 自由享有基準<u>第4条</u>の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとする。</p> <p>〔(11) 同左〕</p> <p>(12) 当該業務を行おうとする者が<u>法第93条第1項第6号イ</u>からルまでの各規定に該当しないこと。</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>〔(1)～(4) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔5〕 <u>法第93条第1項第4号</u>及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。</p> <p>この場合において、自由享有基準<u>第4条</u>の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとする。</p> <p>〔ア～ウ 同左〕</p> <p>〔6〕 [同左]</p> <p>〔7〕 当該業務を行おうとする者が、<u>法第93条第1項第6号イ</u>からルまで（ホを除く。）の各規</p>

定に該当しないこと。

(優先順位)

第7条 衛星基幹放送の業務に関し第6条(1)から(8)までに適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。この場合において、次に掲げる周波数ごとに審査を行うものとする。

【(1)～(4) 略】

(放送事項等の変更許可の基準)

第9条 法第97条第1項の規定による放送事項等の変更の許可に係る申請書類の審査に当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項等の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。ただし、複数の衛星基幹放送の業務(放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。)の認定を受けている者が、当該衛星基幹放送の業務の伝送容量等(一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。)の合計の範囲内で、一部の衛星基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であつて、伝送容量等を増加する衛星基幹放送の業務の放送事項等に、廃止する衛星基幹放送の業務の放送事項の全部又は一部を加える場合は、衛星基幹放送の業務の同一性は失われなものとみなす。

(認定の基準)

第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

【(1)～(5) 略】

(6) 法第93条第1項第5号及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。

この場合において、自由享有基準第5条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとすること。

【ア～ウ 略】

【(7) 略】

(8) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第7号イからルまで(ホを除く。)の各規定に該当しないこと。

別紙2 (第6条及び第10条の3関係)

第6条(7)又は第10条の3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

【1～19 略】

定に該当しないこと。

(優先順位)

第7条 衛星基幹放送の業務に関し第6条(1)から(7)までに適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。この場合において、次に掲げる周波数ごとに審査を行うものとする。

【(1)～(4) 同左】

(放送事項等の変更許可の基準)

第9条 法第97条第1項の規定による放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。ただし、複数の衛星基幹放送の業務(放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。)の認定を受けている者が、当該衛星基幹放送の業務の伝送容量等(一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。)の合計の範囲内で、一部の衛星基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であつて、伝送容量等を増加する衛星基幹放送の業務の放送事項に、廃止する衛星基幹放送の業務の放送事項の全部又は一部を加える場合は、衛星基幹放送の業務の同一性は失われなものとみなす。

(認定の基準)

第10条の3 【同左】

【(1)～(5) 同左】

(6) 法第93条第1項第4号及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。

この場合において、自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとすること。

【ア～ウ 同左】

【(7) 同左】

(8) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで(ホを除く。)の各規定に該当しないこと。

別紙2 (第6条及び第10条の3関係)

第6条(6)又は第10条の3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

【1～19 同左】

